

## 有料化実施に向けた説明会概要

平成30年1月24日から2月7日までの間に地区公民館で有料化に向けた説明会を開催しました。多数のご参加ありがとうございました。

	日にち・場所	出席者数
一 中	1月24日(水) 一中地区公民館	32人
二 中	1月26日(金) 二中地区公民館	58人
三 中	1月25日(木) 三中地区公民館	82人
四 中	1月31日(水) 四中地区公民館	85人
五 中	2月6日(火) 上大津公民館	44人
六 中	2月1日(木) 六中地区公民館	53人
都和中	1月30日(火) 都和公民館	83人
新治中	2月7日(水) 新治公民館	45人
合 計		482人

時間は、18:30から1時間程度実施しました。

1 説明会資料 「家庭ごみ処理有料化を実施します」PDF形式

2 質疑応答等の概要

有料化説明会では多くのご質問をいただきましたので、項目ごとにまとめました。

### ◎有料化制度の今後の周知方法について

Q1 今後の周知はどのような予定なのか。

- A1
- ・出前講座の実施
  - ・サンプルの配布
  - ・リーフレット配布（広報紙掲載も含む）
  - ・店頭でのチラシ配布

上記のことを中心に、さらに効果的な方法も模索し、周知啓発いたします。

Q2 町内会未加入者の多いアパート住人や外国人への周知徹底と指導方法

A2 不動産を統括する組織にご協力をいただき、アパート管理会社を通しチラシの配布を行う予定です。また、大家さんが町内にいるようなところには、町内と連携して大家さんに働きかけていきます。

市内に住む外国人の方については、土浦市国際交流協会と連携して、外国人向けのチラシを作成します。

また、ごみ袋には、外国語表記やイラストを入れ、外国の方にもごみの分け方のルールが見て分かるように工夫しました。

## ◎ごみの分け方・出し方について

Q1 ごみの分け方が良く分からない、ごみ分類表はないのか。

A1 市のホームページにごみ分類を検索できるサイト「ごみサク」があるので、参考にしてください。

また、ホームページ以外では、皆さんに配布するリーフレット等にも分類表を掲示していくことを検討しています。

Q2 草、枯れ葉の出し方と有料になる理由

A2 剪定枝は今までとおり、径の太さ 10 cm以内、長さ 50cm 以内のものを一抱えにできる束にすれば、袋に入れなくても出せます（＝無料化）。しかしながら、草、枯れ葉は、有料化の袋に入れて出すこととなります（＝有料化）。

先進自治体では剪定枝も有料化としている所もありますが、土浦市では、緑化推進と環境美化を図るため、剪定枝、草、葉のうち、その排出量の半分を占める剪定枝のみを無料とし、半分の草、葉を有料としました。

また、草や枯れ葉は、袋を使用しなくては出せないごみですが、剪定枝は、袋に入れると破れてしまうこともあり、その結果、現状と同じ出し方とすることで大きな混乱を防ぐことを考慮しました。

今後について、草木リサイクルについても検討しています。排出方法等の変更がある場合には、改めてご案内いたします。

Q3 生ごみや容器包装プラスチック、紙類など資源物の分け方・出し方の再確認

A3 生ごみ分別収集は今までどおりです。専用袋、分け方・出し方、収集日等のルールも変更ありません。

### 【土浦市地区の皆様へ】

容器包装プラスチック、紙類、ペットボトルなどの資源物の分け方・出し方、収集日等のルールにも変更ありません。

### 【新治地区の皆様へ】

不燃・カンの出し方が変わります。カンは第 1・3 週目、不燃は第 2・4 週目になります。第 5 週目の回収はありません。その他の資源物の分け方・出し方、収集日等のルールの変更はありません。

Q4 使用済み紙おむつの排出方法や収集日の確認

A4 有料化開始後は、次の 2 つの方法で出すことができます。

① 燃やせるごみ袋（有料化袋）を使う。

② 「おむつ」と記載した透明か半透明の袋を使う。

ただし、ペット用シート等は燃やせるごみの袋（有料化袋）を使用してください。

また、収集日については、燃やせるごみと同じ日になり、燃やせるごみと一緒に回収します。

Q5 余った旧指定袋の使用方法を教えてほしい。

A5 ご家庭内に余った今使用している指定袋（旧指定袋）は、次のものに使うことができます。

- ・容器包装プラスチックを出すとき
- ・古布を出すとき

- ・ペットボトルを出すとき（ネットカゴが無い、また、カゴからあふれてしまい、袋で出さなければならない場合）
- ・使用済み紙おむつを出すとき  
上記の場合、必ず袋は裏返し、内容物が分かるように表記してください。  
旧指定袋は、10月からの有料化後は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を出すときに使う袋としては使えませんので、計画的な購入を心がけてください。

## ◎不法投棄や集積場の不適正排出への指導

Q1 不法投棄やルール違反者の監視体制や違反者への指導方法

A1 不法投棄については、市職員による監視パトロールや、悪質な事例に対しては監視カメラを用いた監視をしたいと考えています。また、多くの人の目があることが抑止力となることから、住民のみなさんによる監視にもご協力いただきたく存じます。

集積場への不適切排出者（ルール違反者）に対する指導については、警告シールを貼り、回収しないことで、排出者へのルールの徹底化を図ります。

しかしながら、環境美化、通行の妨げにならないよう安全策も必要であるため、臨機応変に対応したいと考えています。

また、投棄されたごみを市民の皆さんが自主的に回収できるよう、ボランティア清掃袋を町内に配布します。

Q2 飲食店や事務所など事業系ごみの違反排出に対する指導方法

A2 事業所に対して集積場を使用しないよう啓発活動を行います。また、悪質な事例に対しては、直接指導を行ってまいります。

## ◎手数料について

Q1 手数料1リットル1円について先行他市との比較、値段設定の根拠と検討経緯

A1 1リットル1円（大袋のみ1.1円）については、アンケート調査及び廃棄物減量等推進審議会での検討により、市民の皆様の受容性（1月の負担額が500円以内であること）や、有料化を導入している他市の導入実績では、1リットル1円にしている自治体が多く、導入後5年後には平均で14%もの減量効果が得られていることなどを考慮し、決定しました。

土浦市の手数料の料金水準（1リットル1円）は、県内の有料化実施市（一例：1リットル0.66円）と比較すると高い水準にあります。しかしながら、本市は、燃やせるごみの多くを占める生ごみと容器包装プラスチックの分別収集を先行して導入していることから、これら分別収集を実施していない有料化実施市と比較すると、燃やせるごみが3分の1から2分の1程度で済むことになり、分別を徹底することで、ごみ処理費用の負担軽減化を図ることができます。

Q2 45リットルだけ1.1円である理由

A2 ごみの減量に取り組むためには、使用するごみ袋をできるだけ小さいものへ移行するよう促すことで、減量効果を実感してもらうことも重要です。

Q3 ごみ袋の収入・収支見込みと今後のごみ処理経費の削減効果

A3 ごみ袋を販売し得られる収入は、年間約2億2,000万円、また、有料化に必要な

な経費は年間約1億2,000万円を見込んでいます。

ごみ処理経費については、ごみ排出量の推移を見ながら、効率的な収集運搬体制の見直しをはじめ、新たなりサイクル品目の追加、人に優しいごみ収集など社会的情勢を踏まえたごみ処理経費の効果的な使い方を検討します。

Q4 ボランティア清掃袋の大きさ和使用方法

A4 ボランティア清掃袋は大袋（現行の40ℓ用と同じ大きさ）と小袋（現行の20ℓ用と同じ大きさ）の2種類を用意します。

使用方法については、地域の環境美化活動のごみを出すときに使います。注意事項といたしまして、今回の袋は可燃用、不燃用と分けて作っておりませんので、使用時には、必ずごみを分けて入れてください。

また、配布方法は、町内会活動の場合は地区長、ボランティア団体の場合は団体の長の申請により配布します。

## ◎その他の質問

Q1 土浦市のごみ排出量が多い原因

A2 土浦市の1人1日当たりのごみ排出量は1100g（H27）、全国平均では939g、茨城県平均では1005gとなっており、ごみ排出量が多いことが課題となっています。

市では、ごみ組成調査を実施しており、食品ロス、未使用の商品などいわゆる「もったいない」ごみが排出されていること、分別が徹底されていないことが原因の一つと考えております。

ごみ排出量が少ない市では、違反ごみは警告し、ルールを守るよう指導するなど、ごみ排出ルールの徹底によりごみ排出抑制と住民の意識の向上も図っている例があることから、一人ひとりのごみ排出意識を向上させることがごみ減量化に繋がると考えています。